

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和 7 年 3 月 5 日

仙 台 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第 7 条第 5 項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第 6 項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号 事業	2号 事業	3号 事業	4号 事業	地域	重点区域との 重複の有無		
		○		宮城野区岡田地区 若林区沖野地区	設定なし	R2年度 ～ R6年度	仙台市有機農業 研究会
		○		太白区生出地区	設定なし	R3年度 ～ R7年度	おいで無農薬・ 有機栽培研究会
		○		仙台市全域	設定なし	R6年度 ～ R10年度	仙台環境保全米 部会